

第3 製造所等の設置又は変更の許可等

1 許可に係る留意事項

- (1) 貯蔵所において指定数量以上の危険物の取扱いをする場合は、貯蔵所とは別に一般取扱所を設置させ取り扱わせること（昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑）。
- (2) 製造所等の区分又は形態等の変更に伴う手続き（昭和52年12月19日消防危第182号質疑）

ア 製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て設置許可を必要とする。

イ 製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合には変更許可を必要とする。

- (3) 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い（平成4年6月18日消防危第54号通知）

ア 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000リットル以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けるものとする。

(7) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとする。

(1) 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとする。

ウ イの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

エ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。

(7) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を必要とするものであること。

(イ) 設置許可を受けた後には、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第 11 条の 4 に定める届け出を必要とするものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届け出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

キ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、危規則第 24 条の 5 第 5 項第 4 号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。

(4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いについて

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」（平成 13 年 4 月 9 日消防危第 50 号通知）によること。

(5) 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の取扱いについて（平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑）

複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が 5 パーセント以上 10 パーセント以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合の許可申請は、次により取り扱うこと。

ア 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の大積載量の観点から空間容積が 10 パーセントを超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えないこと。

イ 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えないこと。

ウ 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えないこと。

(6) タンクのみを取り替える場合の取扱いについて（平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑）

地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等は残し、タンクのみを取り替える場合は、変更許可とすること。

- (7) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（平成 10 年 3 月 11 日消防危第 22 号通知）

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第 11 条第 1 項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第 5 条及び第 14 条）を受ける必要があるが、この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に法の許可申請を受理する必要がある。なお、危規則第 27 条の 3 第 6 項第 3 号から第 5 号に掲げる設備が、高圧ガス保安法の規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

- 2 設置、変更等の申請に係る事務処理手続き（昭和 39 年 3 月 2 日自消丙予発第 15 号通知）

製造所等の設置又は変更の許可及び完成検査の申請に係る事務処理手続きは、次のとおりとすること。

- (1) 製造所等の設置又は変更許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合の取扱いについて

この場合は、申請内容の訂正として取扱い、したがって許可手数料を重ねて徴収することはない。ただし、申請の変更により、申請に係る危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、したがって許可手数料に変動をおよぼすものにあつては、次のとおり取り扱う。

ア 申請の変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。

イ 申請の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続等の役務の提供が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。

- (2) 製造所等の設置の許可後であって、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する完成検査前に、当該許可に係る製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合の取扱いについて

この場合は、変更許可を要するものとして取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する変更許可手数料を徴収する。

また、当該製造所等の位置、構造及び設備の完成検査手数料については、変更許可前に係る許可施設が、変更申請に係る許可によって新たな施設になったものであるから、変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に関する設置に係る完成検査手数料を徴収する。

- (3) 製造所等の設置の許可後であって、当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に、当該製造所等の位置、構造及び設備の変更申請を行い、当該変更について許可を受けた後更に、その製造所等の位置、構造及び設備を変更する場合の取扱いについて

この場合は、(2)同様変更許可として取扱い、その手数料については、変更後の製造所等の危険物の数量を基準として、当該製造所等の位置、構造及び設備に対する変更許可手数料を徴収する。また、その完成検査手数料については、(2)に準じるものであること。

3 設置又は変更の許可申請に係る添付書類

設置又は変更の許可申請に係る添付書類は、次によること。なお、移動タンク貯蔵所にあつては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」(平成9年3月26日消防危第33号通知)によること。

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可に係る添付図書(平成9年3月26日消防危第35号)

ア 基本的事項

設置又は変更の許可申請の審査は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること並びに当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものであり、以下を踏まえ、申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする事。

- (7) 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図(以下「フロー図」という。)等を活用したものとする事。
- (イ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の附属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものであること。
- (ロ) 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。
- (ハ) 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- (ニ) 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。
- (ホ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付は要さないものであること。

イ 添付書類の内容

危規則第4条第2項及び第5条第2項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第4条第3項及び第5条第3項の添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりである。

なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

- (7) 危規則第4条第2項第1号及び第2号並びに第5条第2項第1号及び第2号関係（当該製造所等を含む事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置、当該製造所等の周囲の状況）

建築物その他の工作物と周囲の保安対象物件の状況が示された図面及び保有空地の範囲が示された図面（以下「配置図」という。）が添付され、審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。

- (4) 危規則第4条第2項第3号及び第4号並びに第5条第2項第3号及び第4号関係（当該製造所等を構成する建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の配置並びに当該製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造）

あ 建築物

平面図、立面図及び断面図を添付すること。

- (あ) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (い) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (う) 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

い 工作物（建築物に類似する架構等）、防火塀、隔壁等

工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては、位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

う タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

タンク等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。

- (あ) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

- (い) 液面計等の附属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- (う) SS二重殻タンクのうち、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成3年4月30日消防危第37号通知）図1-1から図5-2の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。（平成3年4月30日消防危第37号通知）
- (え) SF二重殻タンクのうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する場合は、強度計算書の添付は要しないこと。
- (お) FF二重殻タンクにあっては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付すること。（平成8年10月18日消防危第129号通知）
- (か) 危政令第13条第3項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」（昭和62年7月28日消防危第75号通知）図1-1から図5の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと（昭和62年7月28日消防危第75号通知）。

え 計装機器等

計装機器等は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。

お 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備及び危険範囲にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（材質、防爆構造等）を記載することによることができること。

か 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない非対象設備（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。以下同じ。）で危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。以下同じ。）にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（位置等）を記載することとすることができること。

き 地上配管

(あ) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、(い)の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

(い) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管、支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に設置に係る設置条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができること。

く 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

け 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができること。

(ウ) 危規則第4条第2項第5号及び第5条第2項第5号関係（製造所等に設ける電気設備、避雷設備並びに消火設備、警報設備及び避難設備の概要）

あ 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線システムのルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

い 危険範囲外の電気設備

電気設備の記載は要しないこと。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線ルートのみを記載することとし、その他の電気配線ルートについては、記載を要さないこと。

(エ) 危規則第4条第2項第6号及び第5条第2項第6号関係（緊急時対策に係る機械器具その他の設備）

(イ) えの計装機器等の例によること。

- (オ) 危規則第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号関係（製造所等に係る構造及び設備明細書）

設備、機器等を多数設置する場合は、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。また、構造設備明細書に記載すべき事項のうち、図面中に記載したものについては、構造設備明細書への記載を省略することができること。

- (カ) 危規則第4条第3項第2号及び第3号並びに第5条第3項第2号及び第3号関係（第1種、第2種又は第3種の消火設備の設計書、火災報知設備の設計書）
設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができること。

4 完成検査

完成検査に係る留意事項は、次によること。

- (1) 申請に係る添付書類（平成9年3月26日消防危第35号通知）
完成検査申請書には、添付図書は要さないものであること。
(2) 完成検査の実施方法（平成9年3月26日消防危第35号通知）

ア 基本的事項

- (ア) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができるものであること。
(イ) 工事中に確認した事項については、改めて確認を要さないものであること。
(ウ) 完成検査申請書に自主検査結果報告書等の添付は要さないものであること。

イ 自主検査結果の活用内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

- (ア) 位置、構造及び設備（消火設備を除く。）に係る事項

設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書（ミルシート）、検査記録写真等を活用することができること。

- (イ) 消火設備に係る事項

製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとすること。

あ 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次のとおりとすること。

- (あ) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

- (い) 中規模な変更工事

中規模な変更工事（(あ)及び(う)以外）においては、原則として(う)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(う) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。

い 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

(ウ) 警報設備及び避難設備に係る事項

検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

(3) SS二重殻タンクの完成検査

ア 完成検査は、タンク及び漏えい検知設備に漏えい検知液が封入された状態で行うこと。

イ SS二重殻タンクに設けられた間隙部が気密に造られているかどうかの確認は、当該間隙部に70キロパスカル以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。以下同じ。）を行ったとき、漏れその他の異常の有無を申請者において確認させ、その結果を完成検査申請時に提出させること（平成3年4月30日消防危第37号通知）。

(4) SF二重殻タンクの完成検査（平成6年2月18日消防危第11号通知）

ア 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されているタンクにあつては、当該型式試験確認済証を確認することをもって足りること。

イ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されていないタンクにあつては、「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成5年9月2日消防危第66号通知）5(1)及び(2)に掲げる事項に係る完成検査を、立会いの下に設置者に所要の試験を実施させ確認すること。

(5) FF二重殻タンクの完成検査（平成8年10月18日消防危第129号通知）

ア 危険物保安技術協会の試験確認済証が貼付されているタンクにあつては、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置されるFF二重殻タンク本体の寸法、構造等及び漏えい検知設備の構造等が相違ないことを確認すること。

イ 危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されていないタンクにあつては、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成7年3月28日消防危第28号通知）5(3)に掲げる事項に係る完成検査を、立会いの下に設置者に所要の試験を実施させ確認すること。

(6) 製造所又は一般取扱所に設置されるタンクのうち、容量が指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査の対象とならないが、完成検査の際、設置者等が実施した水張試験又は水圧試験のデータを提出させること（平成7年2月3日消防危第5号通知）。

(7) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の完成検査（平成10年3月11日消防危第22号通知）

高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る法第11条第5項による完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

(8) 完成検査済証の再交付（昭和57年1月19日消防危第10号通知）完成検査済証の再交付については、次によること。

ア 完成検査済証の再交付庁は、当該完成検査済証の交付をした市町村長等であること。

イ 完成検査済証の再交付にあたっては、再交付される完成検査済証の表面に「再交付」と記し、再交付年月日を記載すること。

5 完成検査前検査（水張及び水圧検査に限る）

(1) タンクの再利用に係る取扱い

ア 給油取扱所の専用タンクを地下タンク貯蔵所へ用途変更する場合の完成検査前検査は、タンクを埋設した状態において、水張試験（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。以下同じ。）、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことによって危政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代え得るものと判断できる場合は、同規定について同令第23条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えないこと。（昭和59年3月30日消防危第27号質疑）

イ 製造所から一般取扱所に施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届出及び設置に係る許可の手続きが必要となる。この場合、20号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第11条第1項第4号、第12条第1項第5号又は第13条第1項第6号の基準のうち水張又は水圧試験に係る基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして、改めて完成検査前検査を実施しなくて差し支えないものであること。（平成9年6月2日消防危第70号質疑）

ウ 製造所に設置されている20号タンクで、完成検査前検査済のものを別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合は、既設のタンク検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を実施する必要はないこと。（平成10年10月13日消防危第90号質疑）

エ 廃止された危険物施設に埋設されているSF二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する際の完成検査前検査の取扱いは、次によること。(平成10年10月13日消防危第90号質疑)

(ア) 「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」(昭和62年3月31日消防危第23号)に基づく定期点検実施方法のうち加圧試験(試験圧力は70キロパスカルとした水加圧)を実施し、異常の有無を確認することで差し支えないこと。なお、タンク検査済証に検査方法を記載すること。

(イ) 移設先が他の市町村である場合は、当該移設先の市町村長の判断によること。

(2) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて(平成10年3月16日消防危第29号通知)

ア 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)への適合性を確認すること。この場合において、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、20号タンクの容量が指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)への適合性を資料提出により確認すること。この場合において、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の屋外又は屋内にある20号タンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準(水張試験等に係る基準を除く。)への適合性を確認すること。

なお、当該タンクが完成検査前検査(設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。)により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認する必要があること。

(ア) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

(イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、設置者等が実施した水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

(3) 特殊の構造又は設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについて（平成10年3月16日消防危第29号通知）

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危政令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書及びタンク検査済証中の容量の欄に危政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

(4) SS二重殻タンクの完成検査前検査

ア 完成検査前検査は、内殻タンクにスペーサー及びノズル、マンホールプロテクターを取り付けた後に実施すること（平成6年7月29日消防危第66号通知）。

イ タンク板の溶接線が目視できる状態であること。

ウ 内殻タンクの溶接線と外殻タンクの溶接が重なる箇所にあつては、あらかじめ溶接ビードの余盛り除去等の前処理をさせておくこと。

エ 完成検査前検査の実施時に、スペーサーの位置及び取付状況について確認すること。

(5) SF二重殻タンクの完成検査前検査

完成検査前検査は、タンク本体に検知管を溶接した後に実施すること（平成6年7月29日消防危第66号通知）。

(6) 完成検査前検査申請

ア 完成検査前検査申請に係る添付書類（平成9年3月26日消防危第35号通知）

完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合には不要であること。この場合において、製造所又は一般取扱所で複数の20号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の20号タンクが明確に特定できるよう記載すること。

イ 製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に設置される20号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えないこと。（平成10年10月13日消防危第90号質疑）

なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付させること。

(7) 完成検査前検査の検査済証の交付

完成検査前検査の検査済証の交付は内殻タンクの水圧検査を終了後、交付するものとする。